

第12条第1項の表福島県立（病院・診療所）印の項中「福島県立（病院）」を「福島県（立）（センター・病院）」に、「院長」を「センター長、院長」に改め、同表福島県病院事業管理者印（病院・診療所用）の項中「（病院）」を「（センター・病院）」に、「院長」を「センター長、院長」に改め、同表福島県立（病院・診療所）長印の項中「福島県立（病院）」を「福島県（立）（センター・病院）」に、「院長」を「センター長、院長」に改め、同表同（特殊文書用）の項中「院長」を「センター長、院長」に改める。

第14条第1項中「病院及び」を「センター、病院及び」に改め、同条第2項中「院長」を「センター長、院長」に、「又は病院」を「又はセンター、病院」に改め、同条第3項中「院長」を「センター長、院長」に、「病院及び」を「センター、病院及び」に改め、同条第4項中「、病院」を「、センター、病院」に、「院長」を「センター長、院長」に改める。

第14条の2第1項第1号中「又は病院」を「又はセンター、病院」に、「病院及び」を「センター、病院及び」に、「福島県立大野病院附属ふたば復興診療所 大野ふ」を「福島県ふたば医療センター ふ医

福島県ふたば医療センター附属病院 ふ医病

に改める。

福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所 ふ医診

第14条の4第2項中「院長」を「センター長、院長」に改める。

第14条の5第1項中「又は病院」を「又はセンター、病院」に改める。

第17条の見出し中「病院」を「センター、病院」に改め、同条第1項中「病院」を「センター、病院」に、「院長」を「センター長、院長」に改め、同条第2項中「病院」を「センター、病院」に、「院長」を「センター長、院長」に改める。

第19条の表病院及び診療所の項中「病院及び」を「センター、病院及び」に、「院長」を「センター長、院長」に、「大野病院附属ふたば復興診療所」を「ふたば医療センター附属ふたば復興診療所」に改める。

第24条（見出しを含む。）中「病院」を「センター、病院」に改める。

第25条第1項中「院長」を「センター長、院長」に改める。

第26条中「、病院」を「、センター、病院」に改める。

別表第1局長専決事項の欄17中「院長」を「センター長、院長」に改め、同欄30中「院長」を「センター長、院長」に改める。

別表第2中「院長、所長及び事務長」を「センター長、院長、所長及び事務長」に改め、同表院長及び所長の専決事項の欄中「院長及び所長の専決事項」を「センター長、院長及び所長の専決事項」に改め、同欄6中「病院」を「センター、病院」に改め、同欄7、8、10、11及び12中「院長」を「センター長、院長」に改め、同表事務長の専決事項の欄5中「病院」を「センター、病院」に改め、同欄7及び8中「院長」を「センター長、院長」に改め、同表備考中「大野病院附属ふたば復興診療所」を「ふたば医療センター附属ふたば復興診療所」に改める。

別表第3備考1中「病院」を「センター、病院」に改め、同表備考2中「病院又は」を「センター、病院又は」に改め、同表備考4中「又は病院」を「又はセンター、病院」に改める。

様式第4号その2中「病院及び」を「センター、病院及び」に改め、同様式備考中「病院」を「センター、病院」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月30日

福島県病院事業管理者 阿 部 正文

福島県病院局管理規程第9号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号中「看護の業務」の次に「又はエックス線その他の放射線照射の業務」を加える。

第24条中「宮下病院」の次に「、ふたば医療センター、ふたば医療センター附属病院」

を加える。

第32条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 ふたば医療センター附属病院の事務部に勤務する職員の週休日等については、別表第10の2のとおりとする。

別表第5のアの表5級の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「、南会津病院又は大野病院」を「又は南会津病院」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「宮下病院」の次に「又はふたば医療センター附属病院」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

2 ふたば医療センター事務長の職務

別表第5のアの表6級の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

2 ふたば医療センター副センター長の職務

別表第5のアの表7級の項第1号及び8級の項中「局次長」の次に「又は局参事」を加える。

別表第5のイの表4級の項を次のように改める。

4 級	1 ふたば医療センター長の職務 2 病院長の職務
-----	-----------------------------

別表第5のウの表4級の項第1号中「又は宮下病院」を「、宮下病院又はふたば医療センター附属病院」に改め、同表5級の項第1号中「又は大野病院」を削り、同項に次の1号を加える。

3 副課長の職務

別表第5のウの表6級の項を次のように改める。

6 級	1 主任専門薬剤技師、主任専門医療技師又は主任専門放射線技師の職務 2 困難な業務を処理する副課長の職務
-----	---

別表第5のエの表5級の項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

3 副課長の職務

別表第5のエの表5級の項第1号として次の1号を加える。

1 病院副院長の職務

別表第5のエの表6級の項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

2 困難な業務を処理する病院副院長の職務

3 困難な業務を処理する副課長の職務

別表第8中「局次長」を「局参事」に、「局主幹」を「局主幹主幹」に、「局主幹主幹」を「局主幹主幹」に改める。

センター副センター長」

別表第9中「、放射線技師」の次に「（以下「主任専門放射線技師等」という。）」を加える。

別表第10の1中「8まで」を「11まで」に改め、同表8の次に次のように加える。

9 ふたば医療センター附属病院において勤務する職員のうち、10及び11の表が適用される職員以外の職員

区 分	勤 務 時 間	休 憩 時 間	休 息 時 間	週 休 日
月曜日から 金曜日まで	午前9時から午後 5時45分まで	午後零時30分 から午後1時30分 まで	勤務時間4時間 につき15分とし、 院長の定める時 間	日曜日及び土 曜日

10 ふたば医療センター附属病院において勤務する職員のうち、看護部長等の職を命ぜられている職員

区 分	勤 務 時 間	休 憩 時 間	休 息 時 間	週 休 日
日勤の者	午前 9 時から午後 5 時 45 分まで	午後 零 時 30 分から午後 1 時 30 分まで	勤務時間 4 時間につき15分とし、院長の定める時間	4 週間ごとの期間につき院長の定める 8 の日
長日勤の者	午前 9 時から午後 9 時 45 分まで	午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで		
夜勤の者	午後 8 時 45 分から翌日の午前 9 時 45 分まで	午後 10 時 45 分から翌日の午前 零 時 15 分まで		

11 ふたば医療センター附属病院において勤務する主任専門放射線技師等の職を命ぜられている職員

区 分	勤 務 時 間	休 憩 時 間	休 息 時 間	週 休 日
日勤の者	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	午後 零 時から午後 1 時まで	勤務時間 4 時間につき15分とし、院長の定める時間	4 週間ごとの期間につき院長の定める 8 の日
当番勤務の者	午前 8 時 30 分から翌日の午前 8 時 45 分まで	午後 零 時から午後 1 時まで、午後 5 時 15 分から午前 零 時まで、午前 4 時 15 分から午前 5 時 15 分まで		

別表第10の次に次の1表を加える。

別表第10の2（第32条関係）

ふたば医療センター附属病院において勤務する事務長、主任主査、主査、副主査及び主事の職を命ぜられている職員

区 分	勤 務 時 間	休 憩 時 間	週 休 日
通常勤務の者	午前 9 時から午後 5 時 45 分まで	午後 零 時 30 分から午後 1 時 30 分まで	4 週間ごとの期間につき院長の定める 8 の日

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月30日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第10号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第142条第2項を次のように改める。

2 固定資産管理権者は、前項の延納の特約に係る利息を、次の各号に掲げる場合の区

分に 応じ、当該各号に定める利率により納めさせなければならない。ただし、あらかじめ、病院事業管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 譲渡、減額譲渡又は交換に係る財産を営利を目的としない用途又は利益をあげない用途に供する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める利率
 - ア 延納期間が3年以内の場合 延納の特約を締結する日に適用されている普通地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。）の貸付金利（以下「財政融資資金貸付金利」という。）であつて、元金均等方式による貸付期間5年以内で据置期間が最短の貸付金に係るものに10分の8を乗じ、0.9パーセントを加えて得た利率（当該利率に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
 - イ 延納期間が3年超5年以内の場合 財政融資資金貸付金利であつて、元金均等方式による貸付期間5年以内で据置期間が最短の貸付金に係るものに0.9パーセントを加えて得た利率
 - ウ 延納期間が5年超10年以内の場合 財政融資資金貸付金利であつて、元金均等方式による貸付期間9年超10年以内で据置期間が最短の貸付金に係るものに0.9パーセントを加えて得た利率
 - エ 延納期間が10年超20年以内の場合 財政融資資金貸付金利であつて、元金均等方式による貸付期間19年超20年以内で据置期間が最短の貸付金に係るものに0.9パーセントを加えて得た利率
- (2) その他の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める利率
 - ア 延納期間が3年以内の場合 前号アの利率に1パーセントを加えて得た利率
 - イ 延納期間が3年超5年以内の場合 前号イの利率に1パーセントを加えて得た利率
 - ウ 延納期間が5年超10年以内の場合 前号ウの利率に1パーセントを加えて得た利率
 - エ 延納期間が10年超20年以内の場合 前号エの利率に1パーセントを加えて得た利率

第145条の5第6号を同条第7号とし、同条第5号中「大野病院附属ふたば復興診療所」を「ふたば医療センター附属ふたば復興診療所」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次のように加える。

(5) ふたば医療センター附属病院
 別表第1及び別表第2中「大野病院附属ふたば復興診療所」を「ふたば医療センター附属ふたば復興診療所」に改める。

別表第5の2の表株式会社東邦銀行大熊支店の項の次に次のように加える。

株式会社東邦銀行富岡支店	双葉郡富岡町	福島県ふたば医療センター附属病院に係る公金の収納及び支払の事務並びに病院事業に係る公金の収納の事務
--------------	--------	---

別表第5の2の表株式会社東邦銀行楡葉支店の項中「福島県立大野病院附属ふたば復興診療所」を「福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所」に改める。

別表第5の3の表中

株式会社東邦銀行郡山総合卸市場支店	郡山市
-------------------	-----

を

株式会社東邦銀行郡山総合卸市場支店	郡山市
-------------------	-----

場支店	
株式会社東邦銀行八山田支店	郡山市
株式会社東邦銀行郡山金屋支店	郡山市

に改め、同表株式会社東邦銀行

富岡支店の項を削り、同表中

株式会社東邦銀行名取支店	名取市
--------------	-----

を

株式会社東邦銀行仙台泉支店	仙台市
株式会社東邦銀行仙台南支店	仙台市
株式会社東邦銀行名取支店	名取市
株式会社東邦銀行米沢支店	米沢市

に改める。

様式第4号（その1）附表（その3）及び同様式（その2）附表（その3）、様式第5号（その1）（給与以外）附表（その3）及び同様式（その2）（給与）附表（その3）、様式第33号、様式第34号、様式第36号から様式第40号まで、様式第42号、様式第43号（その2）及び（その3）、様式第44号、様式第45号、様式第47号から様式第50号まで、様式第52号、様式第53号、様式第55号から様式第58号まで、様式第62号、様式第63号並びに様式第66号中「福島県立」を「福島県（立）」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第5の3の表の改正規定（株式会社東邦銀行富岡支店の項を削る改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。
（病院経営課）

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月30日

福島県病院事業管理者 阿 部 正文

福島県病院局管理規程第11号**福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程**

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成16年福島県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号ウ中「7,740円」の次に「（訪問看護（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第1項に規定する訪問看護並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。）における場合にあっては、1体につき15,500円）」を加え、同号に次のように加える。

ケ 訪問看護（健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護及び高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項に規定する訪問看護をいう。）における休日（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する日をいう。）訪問料 1回につき1,000円

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院事業職員公舎規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月30日

福島県病院事業管理者 阿 部 正文

福島県病院局管理規程第12号**福島県病院事業職員公舎規程の一部を改正する規程**

福島県病院事業職員公舎規程（平成16年福島県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「院長」の次に「又は診療所の所長」を加える。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月30日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第13号

福島県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

福島県病院局職員安全衛生管理規程（平成16年福島県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「病院及び」を「センター、病院及び」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(病院経営課)

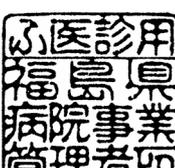
福島県病院局告示第1号

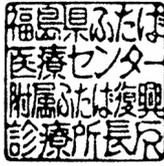
公印を次のように新調し、平成30年4月1日その使用を開始する。

平成30年3月30日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

職印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
4	福島県病院事業管理者印 (福島県ふたば医療センター用)		福島県ふたば医療センター長
	福島県病院事業管理者印 (福島県ふたば医療センター附属病院用)		福島県ふたば医療センター附属病院長
	福島県病院事業管理者印 (福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所用)		福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所長
	福島県ふたば医療センター長印		福島県ふたば医療センター長

8	福島県ふたば医療センター 附属病院院長印		福島県ふたば医療センター 附属病院院長
	福島県ふたば医療センター 附属ふたば復興診療所 所長印		福島県ふたば医療センター 附属ふたば復興診療所 所長
11	福島県企業出納員印（福 島県ふたば医療センター 附属病院用）		福島県ふたば医療センター 附属病院の福島県 企業出納員
	福島県企業出納員印（福 島県ふたば医療センター 附属ふたば復興診療所用）		福島県ふたば医療センター 附属ふたば復興診療所の 福島県企業出納員
12	福島県企業出納員（福島 県ふたば医療センター附 属病院直接収納用）		福島県ふたば医療センター 附属病院の福島県 企業出納員
	福島県企業出納員（福島 県ふたば医療センター附 属ふたば復興診療所直接 収納用）		福島県ふたば医療センター 附属ふたば復興診療所の 福島県企業出納員

(病院経営課)